白岡市学校体育施設等開放実施要項

　（目的）

１　この要項は、白岡市スポーツ・レクリエーション振興のため、学校教育に

　支障のない範囲で学校体育施設及び旧学校体育施設（以下「学校体育施設等」という）の開放を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

　（利用団体の範囲）

２　開放校の体育施設等を利用できるものは、スポーツ・レクリエーション活　動を目的として市長に登録された成人の責任者のいる団体（１０人以上）と、　市長が特に認めた団体とする。

　（登録の手続き）

３

⑴　申請及び登録証の交付

　　　登録を受けようとする団体は、学校体育施設等利用団体登録申請書（様式第１号）を市長に提出する。ただし、登録は１地区とする。

　　　市長は受理された団体へ登録証（様式第２号）を交付する。

　　　なお、登録申請は年度ごとに更新する。

　⑵　変更

　　　登録団体の登録内容に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

　⑶　取消し

　　　市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は登録を取り消すことができる。

ア　白岡市学校体育施設の開放に関する規程及び白岡市旧学校体育施設の開放に関する規程に反した場合

　　イ　その他学校体育施設等開放の利用団体としてふさわしくない行為をした場合

　（利用の方法）

４　学校体育施設等を利用しようとする団体は、各地区学校開放運営委員会が開催する日程調整会議で翌月から４か月先までの間の利用申込を行い、学校体育施設等利用申請書（様式第３号）を市長に提出し、許可（様式第４号）を受けなければならない。

　（学校施設等）

５　開放校における開放施設は、市内小・中学校及び学校としての用途を廃止した市立学校（以下「旧学校」という）の校庭及び体育館とする。

　（開放時間）

６　市長は、次の範囲内（１月１日から同月３日まで、及び１２月２８日から同月３１日までの期間を除く。）で時間開放する。ただし、特別の支障がある場合は、開放時間を変更することができる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 開放学校 | 開放施設 | 期間 | 開放時間 |
| 昼間 | 土曜日曜祝日休日振替休日 | 市内全校旧学校 | 校庭 | ４月～１０月 | 午前６時～９時午前９時～正午正午～午後３時午後３時～６時 |
| １１月～３月 | 午前７時～１０時午前１０時～午後１時午後１時～４時 |
| 体育館 | 年間 | 午前６時～９時午前９時～正午正午～午後３時午後３時～６時 |
| 夜間 | 日曜～土曜 | 市内全小学校旧学校 | 体育館 | 年間 | 午後６時～９時 |
| 西小学校南小学校 | 校庭 |

　（管理指導員）

７⑴　利用団体は、管理指導員としての適格者２名を推薦し届け出なければならない。

　⑵　管理指導員の任務は別に定める。

　（実施状況報告）

８　各地区学校開放運営委員長は、必要に応じ、学校体育施設等の開放実施状況を市長及び開放校に報告する。

　（開放校における事故の責任）

９　開放時における事故の責任は利用者が負う。

　（事故の報告）

１０　各地区学校開放運営委員長は、開放中事故が発生したときは、速やかに様式第５号により市長及び開放校にその状況を報告する。

　　　附　則

　　この要項は、公布の日から施行する。

　　　附　則

　　この要項は、昭和６３年３月１５日から施行する。

　　　附　則

　　この要項は、平成２年４月１日から施行する。

　　　附　則

附　則

１　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の際、旧白岡市学校体育施設等開放実施要項の様式の規

　に基づいて作成されている用紙は、この要項の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第１号

学校体育施設等利用団体登録申請書

年　　月　　日

白岡市長　様

住所

代表者氏名

登録　　○○地区学校開放運営委員会

利用小学校　　　　　小・中学校

　下記のとおり学校体育施設等利用団体として登録したいので利用者守則等を遵守し申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 団体事業所の所在地 | 　　 |
| 団体の目的及び種目 | 　　 |
| 会　員　数 | 　男　　　　人　　　女　　　　人　　　合計　　　　人 |
| 代表者名 | 氏　名 | 　　 |
| 住　所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　電話　 |
| 職　業 |  |
| 勤務先 | 　　　　　　　　　　　　　　　　電話　 |
| 管理指導員 | 氏　名 | 　　 |
| 住　所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　電話　 |
| 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 登録番号 |  | 摘　　　要（保険加入状況等） |  |

様式第２号

登　　録　　証

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |
| 団体名 |  | 人数 | 人 |
| 代表者氏名 |  |
| 代表者住所 | TEL  | ( ) |
| 有効期限 | 年　　月　　日　　　　　 |

上記の団体は、白岡市学校体育施設等利用団体であることを証する。

年　　月　　日

　　　　　　　　白岡市長

注　　　　意

１　本登録証を所有する団体は利用者守則を厳守することに

同意した団体であること。

２　開放施設の利用許可申請をする場合は、本証を運営委員

会に提示すること。

３　開放施設を利用するときは、本証及び利用許可書を携帯

すること。

４　本証は責任者が必ず所持すること。

５　本証を他の団体等に貸与又は譲渡しないこと。

６　本証を紛失したときは、速やかに本証を交付した市教育

委員会に届出ること。

７　本証の有効期限が満了したとき、及び登録団体でなくな

ったときは本証を返還すること。

利　用　者　守　則

１　後片付け、清掃等は利用時間内の５分前までに終え、利用前の状態に復しておくこと。

２　管理責任者及び管理指導員の指示に従うこと。

３　校舎内に立入らないこと。

４　学校等備品は備品一覧表に記載があるものを利用し、必要な備品は各団体が用意し撤収すること。

５　忘れものについて、学校等に責任を問わないこと。

６　利用者、見学者及び応援者が出したゴミ等は必ず持ち帰ること。

７　自動車、バイク及び自転車は決められた場所に整理して置き、校庭内へ乗り入れしないこと。

８　開放校へ電話の取り次ぎを求めないこと。また学校校務員に手伝いを要求しないこと。

９　施設、設備を損傷したときは、利用者負担とし、原形に復すと同時に管理指導員に届けること。

10　降雨、積雪等により校庭の一部にぬかるみが認められた場合、利用を控えること。

11　電気装置、設備及びステージ装置はみだりに触れないこと。

12　ステージは使用しないこと。

13　土足で出入りしないこと。

14　学校等敷地内では喫煙しないこと。

15　許可なく火気を使用しないこと。

16　最後の施錠は責任者が行うこと。

17　管理日誌の記入は管理指導員が行い所定の場所に返却すること。

18　その他、市長及び学校開放運営委員から指導等がなされた事項について従うこと。

様式第３号

(　校庭　・　体育館　)

学校体育施設等利用申請書

　白岡市長　様

申請　令和　　年　　月　　日

団体名

登録番号

住所

代表者

　　次のとおり学校体育施設等の利用を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用施設 | 菁莪小・南　小・篠津小・西　小・白岡東小・旧大山小・菁莪中・南　中・篠津中・白岡中 |
| 利用目的 | （校庭・体育館） |
| 種目 |  |
| 利用日時 | 利用コート | 管理指導員 | 人数 | 備考 |
| 昼　　間 | 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 夜　　間 | 利用月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 利用コート | 管理指導員 | 人数 | 備考 |
| 18時～21時　　月 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
| 備品等 |

※ゴミ、空き缶等は各団体で持ち帰ること。使用後は、施設の整理・整頓をすること。

様式第４号

(　校庭　・　体育館　)

学校体育施設等利用許可書

申請　令和　　年　　月　　日

団体名

登録番号

住所

代表者

　　次のとおり学校体育施設等の利用を許可します。

白岡市長

　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 利用施設 | 菁莪小・南　小・篠津小・西　小・白岡東小・旧大山小・菁莪中・南　中・篠津中・白岡中 |
| 利用目的 | （校庭・体育館） |
| 種目 |  |
| 利用日時 | 利用コート | 管理指導員 | 人数 | 備考 |
| 昼　　間 | 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 曜日 | 年　　　　月　　　　日 | 時～　　　時 |  |  | 名  |  |
| 夜　　間 | 利用月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 利用コート | 管理指導員 | 人数 | 備考 |
| 18時～21時　　月 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名  |  |
| 備品等 |

※ゴミ、空き缶等は各団体で持ち帰ること。使用後は、施設の整理・整頓をすること。

利　用　者　守　則

１　後片付け、清掃等は利用時間内の５分前までに終え、利用前の状態に復しておくこと。

２　管理責任者及び管理指導員の指示に従うこと。

３　校舎内に立入らないこと。

４　学校等備品は備品一覧表に記載があるものを利用し、必要な備品は各団体が用意し撤収すること。

５　忘れものについて、学校等に責任を問わないこと。

６　利用者、見学者及び応援者が出したゴミ等は必ず持ち帰ること。

７　自動車、バイク及び自転車は決められた場所に整理して置き、校庭内へ乗り入れしないこと。

８　開放校へ電話の取り次ぎを求めないこと。また学校校務員に手伝いを要求しないこと。

９　施設、設備を損傷したときは、利用者負担とし、原形に復すと同時に管理指導員に届けること。

10　降雨、積雪等により校庭の一部にぬかるみが認められた場合、利用を控えること。

11　電気装置、設備及びステージ装置はみだりに触れないこと。

12　ステージは使用しないこと。

13　土足で出入りしないこと。

14　学校等敷地内では喫煙しないこと。

15　許可なく火気を使用しないこと。

16　最後の施錠は責任者が行うこと。

17　管理日誌の記入は管理指導員が行い所定の場所に返却すること。

18　その他、市長及び学校開放運営委員から指導等がなされた事項について従うこと。

様式第５号

事故報告書

　学校開放施設等を利用中事故がありましたので下記のとおり報告します。

年　　月　　日

　白岡市長

様

　市立　　　学校長

○○地区学校開放運営委員長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属団体 |  | 代表者 |  |
| 住所 |  | 電話番号 |  |

　事故内容

　処理